

2019年 7月11日

アイフル株式会社 御中  
代表取締役社長 福田 吉孝殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>



## 契約条項の修正についての申入れ

### 1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当法人においては、銀行や信用金庫などの金融機関が消費者と締結しているカードローン等の金銭消費貸借契約及びこれに付随する保証委託契約で適用される契約条項等の中に、期限の利益喪失等の事由として「相続の開始」が含まれていることは消費者契約法上問題ではないかと考えているところであり、岡山県内の金融機関に対して問い合わせを行っていたところでございます。

### 2 貴社ご使用にかかる保証委託契約について

その中で、貴社を受託会社とする保証委託契約を利用している金融機関が存在しており、当法人において当該保証委託契約で使用されている契約約款を検討させていただきました結果、次の事実が判明いたしました。

貴社が保証受託を行っている、備前信用金庫が「タイムリー」という名称で締結しているローン契約の保証委託契約書の裏面に記載されている保証委託約款第4条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますが、同条第1項4号で「相続の開始」がその事由として掲げられております。

### 3 消費者契約法（以下「消契法」という）上の問題点

しかし、当法人といたしましては、「相続の開始」を期限の利益喪失事由とすることは消費者契約法10条に違反するものと考えております。

(1) 消契法の規定について

消契法は第10条において、

民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

と定めております。

(2) 前項記載の約款条項の景表法違反の可能性について

ここで、前項に記載した、相続の開始があつたときに借主が当然に期限の利益を失うものとする、いわゆる期限の利益喪失条項は、次の理由により消契法第10条に違反するものと考えます。

民法136条は次のとおり規定しています。

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない

また、民法137条は次のとおり規定しています

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

以上のとおり、民法上は相続の開始は期限の利益を喪失する事由とはされておられません。また、一定の場合に期限の利益を喪失とする事は、期限の利益という消費者の権利を制限するものです。従つて、相続の開始を期限の利益喪失事由とする事は、民法の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項といえます。

そして、相続の開始は借主が制御できるような事実ではないという点で、他の一般的な期限の利益喪失事由と異なり借主の帰責性が認められないものです。また、相続の開始は借主の信用状況を変動させるものでもありません。加えて、仮に相続の開始による混乱で一時的に債務の支払いが停止するなど返済に影響があることを考慮するとしても、債務の支払いの停止は、それ自体が格別に期限の利益喪失事由とされていることが通常であり、相続の開始を別に期限の利益喪失事由として置く必要性が特別に高いとも考えられません。

相続の開始により自動的に期限の利益が喪失するものとするれば、その時点から相続人は債務残額の一括弁済の義務及び遅延損害金の支払いの義務を負うことになるだけでなく、訴訟などの法的措置を執られるリスクも負うことになり、その不利益は極め

て重大です。

以上からすれば、相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項が、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものに該当することも明らかであると考えられます。

#### 4 結語

従いまして、当法人は本書面により、貴社に対し、貴社が使用する備前信用金庫が「タイムリー」という名称で締結しているローン契約の保証委託契約書の裏面に記載されている保証委託約款第4条第1項4号を削除していただくよう申し入れを行います。つきましては、この申し入れに対する貴社のご回答やご意見をお聞かせいただきたく、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、本書面到達後1ヶ月程度を目処に、当法人宛までご連絡いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。期間内にご回答いただけないご事情がある場合は、当法人までその旨及び回答可能となる時期をご連絡いただければ幸いです。

以上、ご検討のほど、よろしくお願いたします。

草々

委託者および連帯保証人は借前信用金庫（以下「甲」という。）との当座貸越契約（カードローン）または金銭消費貸借契約（証書貸付）に基づく債務の保証をアイフル株式会社（以下「乙」という。）に委託することにつき、次の各条項を確約します。

### 第1条（保証委託）

- 委託者および連帯保証人は、乙に、甲との間の表記の要項による当座貸越契約（カードローン）または金銭消費貸借契約（証書貸付）に基づく債務の保証を委託します。
- 前項の保証は、甲乙間の約定に基づいて行われるものとします。ただし、甲乙間の保証契約にかかる「保証極度額」「元本確定期日」は、委託者と甲乙の当座貸越契約要項記載の「保証極度額」「元本確定期日」とします。
- 委託者および連帯保証人は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

### 第2条（保証料）

委託者が前条第1項の保証により借入をするときは、保証会社所定の保証料を甲保証会社間で定める支払方法に従い支払います。

### 第3条（担保の提供）

- 委託者または連帯保証人の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに乙に通知し、乙の承諾した連帯保証人をたてまたは相当の担保を差し入れます。
- 乙に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により乙において処分できるものとします。

### 第4条（求償権の事前行使）

- 委託者または連帯保証人が、次の各号の一つに該当したときは、乙は第6条第1項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。
  - 仮差押、差押もしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき
  - 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき  
出た手形・小切手が不渡となったとき
  - 相続の開始があったとき
  - 担保物件が滅失したとき
  - 債務の一部でも履行を遅滞したとき
  - 甲乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
  - 乙に対する住所変更の届け出を怠る等委託者または連帯保証人の責に帰すべき事由によって、乙において委託者または連帯保証人の所在が不明となったとき
  - その他債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき

- 前項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合にも同様とします。

### 第5条（中止、解約）

- 委託者または連帯保証人が前条第1項の各号の一つに該当したまたは甲乙間の契約が解約されたときは、乙が委託者および連帯保証人の同意なしに保証を中止または解約することに異議ありません。
- 委託者および連帯保証人は、前項により乙から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続きをとり、乙に負担をかけないものとします。

### 第6条（代位弁済）

- 委託者が甲に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は委託者および連帯保証人に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等について甲乙間の約定に基づいて弁済されても異議ありません。
- 前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、委託者および連帯保証人が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

### 第7条（求償権の範囲）

乙が前条第1項の弁済をしたときは、委託者および連帯保証人は、乙に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日から償還まで年14.6%の割合による遅延損害金ならびに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は年365日の日割計算とします。

### 第8条（弁済の充当順序）

委託者または連帯保証人の弁済した金額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。なお、委託者または連帯保証人について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

### 第9条（調査・報告）

- 委託者または連帯保証人の名称、商号、代表者、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面により通知し、乙の指示に従います。
- 委託者および連帯保証人が前項の通知を怠ったため、乙が委託者および連帯保証人から最後に届出のあった商号、氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 財産・経営・業況等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、また乙の指示に従います。
- 乙が委託者または連帯保証人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。
- 委託者または連帯保証人の財産の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者または連帯保証人の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することに同意します。
- 委託者または連帯保証人の所在地の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者または連帯保証人の代理人として、住民票および戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。
- 財産・経営・業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。
- 乙の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行います。

### 第10条（費用の負担）

乙が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分にあつた費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、乙の請求により直ちに償還します。

### 第11条（連帯保証）

- 連帯保証人は、本契約の各条項を承認のうえ、第2条の保証料債務、第7条の償還債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者と連帯して履行の責を負います。
- 乙に差し入れた担保または保証人につき、乙が変更、解除、放棄、返還等をして、連帯保証人の責任には変動を生じないものとします。甲から乙に移転し、または譲渡された担保についても同様とします。
- 連帯保証人が甲に対して乙の保証にかかる債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、乙と連帯保証人との間の求償および代位の関係を次のとおりとします。
  - 乙が第6条第1項の弁済をしたときは、連帯保証人は乙に対して第7条の求償権金額を償還します。
  - 乙が第6条第1項の弁済をしたときは、連帯保証人が当該債務につき甲に提供した担保の全部について乙が甲に代位し、第7条の求償権の範囲内で甲の有していた一切の権利を行使することができます。
  - 連帯保証人が甲に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または連帯保証人が甲に提供した担保の実行がなされたときは、連帯保証人は、乙に対して何らの求償をしません。

### 第12条（借入約定）

乙の保証により甲と取引するについては、本契約のほか、委託者および連帯保証人と甲の間で締結した当座貸越契約（カードローン）または金銭消費貸借契約（証書貸付）の各条項に従うものとし、当座貸越契約（カードローン）または金銭消費貸借契約（証書貸付）の契約内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

### 第13条（契約の変更）

金融情勢の変化、その他相当の事由により、第1条第2項の契約内容について、その変更がなされたときは、変更後の契約内容が適用されることに同意します。

### 第14条（求償権の譲渡）

乙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

### 第15条（管轄裁判所の合意）

訴訟行為については、委託者住所を管轄する簡易裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。

以上